

2. 足羽川ダム工事事務所 河川関係風水害対策部運営計画書

足羽川ダム工事事務所河川関係風水害対策部運営計画

第1条（目的）

この計画は、近畿地方整備局防災業務計画（令和4年10月）第4編風水害対策編に基づき、足羽川ダム工事事務所における、足羽川の風水害に関しとるべき措置及び組織を定め、防災業務の円滑なる運営を図る事を目的とする。

第2条（河川関係風水害対策部の設置）

前条の目的を達成するため、足羽川ダム工事事務所長は、足羽川ダム工事事務所河川関係風水害対策部（以下「対策部」という）を設置し、次条以下に定めるところにより、防災業務を実施する。

第3条（防災業務）

対策部における主な防災業務は、次の各号に定めるとおりとする。

1. 要員の参集及び被災家族保護
2. 防災体制の発令、解除及び要員配備
3. 気象及び水文情報の収集及び通報
4. 河川の巡視
5. 被害状況（一般被害を含む）の調査、収集
6. 災害復旧事業に関する事項
7. 河川関係風水害対策本部（以下、「対策本部」という）への報告
8. 他の対策部及び他機関との連絡
9. その他防災上必要な事項

第4条（組織及び業務分担）

対策部の組織及び業務分担は、次のとおりとする。

1. 総務班
 - (1) 庶務会計係
 - (イ) 渉外事務（広報を除く）に関する事
 - (ロ) 要員の招集及び自動車の運転に関する事
 - (ハ) 要員の給食及び健康管理に関する事
 - (ニ) 会計及び給与に関する事
 - (ホ) 物資の調達及び補給に関する事
 - (ヘ) マスコミ・一般からの問い合わせに関する事
- (2) 救助補償係
 - (イ) 防災業務に基づく補償に関する事
 - (ロ) 災害救助法に基づく応援に関する事
 - (ハ) 要員の家族保護に関する事

2. 対策班

(1) 対策係

- (イ) 一般被害にかかる情報の収集及び連絡に関すること
- (ロ) 直轄河川災害復旧事業に関すること
- (ハ) 気象及び水文状況の収集及び通報に関すること
- (ニ) 防災体制の発令、解除及び要員配備に関すること
- (ホ) 水文観測の実施に関すること
- (ヘ) その他防災業務全般にかかる情報の収集及び連絡に関すること
- (ト) 対策本部への報告に関すること

(2) 工務係

- (イ) 被害状況の把握に関すること
- (ロ) 直轄河川災害復旧事業に関すること
- (ハ) 緊急維持作業及び緊急災害復旧事業の実施に関すること
- (ニ) 河川等の巡視及び状況把握に関すること
- (ホ) 対策本部への報告に関すること

3. 現地対策班（災害の状況等により対策部長が設置するものとする）

(1) 総務係

- (イ) 総務班に属する事項に関すること
- (ロ) 関係機関との連絡調整に関すること
- (ハ) 対策部への報告に関すること

(2) 現地対策係

- (イ) 河川等の巡視及び状況把握に関すること
- (ロ) 緊急維持作業及び緊急災害復旧事業の実施に関すること
- (ハ) 対策部への報告に関すること

第5条（広報）

広報は、広報担当副所長が行うものとする。

第6条（防災体制の種類及び発令基準）

対策部長は、次の各号の1つに該当し必要と認めるときは、遅滞なくそれぞれの防災体制を発令して編成表に従い要員を配備するものとし、その必要がなくなったときは、これを解除するものとする。

1. 注意体制

- (イ) 福井県嶺北北部または、福井県嶺北南部に大雨、洪水に関する注意報が発令され、対策部長が必要と判断したとき
- (ロ) 台風の本邦上陸が予想され、対策部長が必要と認めるとき
- (ハ) 大本、新保観測所（県所管）のいずれかの時間雨量が20mmを超えた場合または、累加雨量が50mmに達し、対策部長が必要と認めるとき
- (ニ) 対策部長が必要と判断したとき
- (ホ) 河川関係風水害対策本部長（以下、「対策本部長」という）が指示したとき

2. 第一警戒体制

- (イ) 福井県嶺北北部または、福井県嶺北南部に大雨、洪水に関する警報が発令され、対策部長が必要と判断したとき
- (ロ) 台風の近畿地方接近又は上陸が予想され、対策部長が必要と認めたとき
- (ハ) 大本、新保観測所（県所管）のいずれかの累加雨量が100mmに達し対策部長が必要と認めたとき
- (ニ) 水防活動の必要が予想されるとき
- (ホ) 被害の発生が予想されるとき
- (ヘ) 対策部長が必要と判断したとき
- (ト) 対策本部長が指示したとき

3. 第二警戒体制

- (イ) 大本、新保観測所（県所管）のいずれかの累加雨量が200mmに達し、更に大雨のおそれがあるとき
- (ロ) 甚大な被害の発生が予想されるとき
- (ハ) 対策部長が必要と判断したとき
- (ニ) 対策本部長が指示したとき

4. 非常体制

- (イ) 福井県嶺北北部または、福井県嶺北南部に大雨、洪水に関する特別警報が発令されたとき
- (ロ) 甚大な被害が発生したとき
- (ハ) 対策部長が必要と認めたとき
- (ニ) 対策本部長が指示したとき

※嶺北北部とは、「あわら市・坂井市・福井市・永平寺町・越前町」をまとめた地域呼称である。嶺北南部とは、「鯖江市、越前市、池田町、南越前町」をまとめた地域呼称である。

第7条（対策本部への報告）

- (イ) 防災体制を発令又は解除したとき
- (ロ) 被害（一般被害）が発生したとき
- (ハ) 災害対策基本法に基づく職員を派遣したとき及び他の対策部に対する応援をしたとき
- (ニ) 対策本部長から報告を求められたとき
- (ホ) その他防災上必要な事項が発生したとき

第8条（他の対策部及び他機関との連絡）

対策部長は、他の対策部及び他機関と必要な事項について、それぞれの協定等に基づいて連絡を行うものとする。

第9条（資材等の準備）

対策部長は、平常から防災用機械の確保及び資機材の備蓄につとめるものとする。

第10条（応援）

対策部長は、必要に応じて対策本部長に応援を要請するものとする。また、府県から応援の要請があった場合は、対策本部長に報告し、その指示に従うものとする。

第11条（受援）

対策部長は、足羽川ダム工事事務所が自ら管理する区間において他地整等から支援を受けた場合には、受援体制を確保するものとする。

（イ）受援のための体制の確保

（ロ）受け入れ場所、活動拠点並びに資機材等の確保

第12条（防災業務の優先）

防災業務は、一般事務に優先して行うものとする。

第13条（細部資料の作成）

対策部の業務を円滑に実施するため、次の資料を作成し、変更の都度修正し、防災に関して万全を期するものとする。

1. 防災体制関係（共通）
 - （1）災害対策部 組織編成表
 - （2）要員配備基準
 - （3）要員の携帯電話及び衛星携帯電話
 - （4）関係機関連絡先一覧
 - （5）緊急災害応急対策業務協定一覧及び防災エキスパート窓口
2. 防災体制関係（風水害）
 - （1）風水害防災体制連絡系統図
 - （2）防災体制の種類と発令基準
 - （3）要員配備基準と業務内容
 - （4）風水害時の情報伝達マニュアル（情報の種類及び様式）
[気象情報に関するもの]
 - （5）気象・台風による注意報・警報・情報等の連絡系統図
 - （6）気象庁大雨洪水情報等の発令基準
3. 水理水文資料関係
 - （1）水理水文資料収集系統図
 - （2）雨量・水位観測所一覧表
 - （3）水位流量観測所横断図・H-Q曲線
4. 河川巡視関係
 - （1）河川巡視要領
 - （2）河川巡視区域及び経路図
 - （3）携帯電話等圏外区間図
 - （4）重要砂防区域及び堰堤等位置図
 - （5）占用工作物（橋梁）調書及び位置図

5. 防災施設・資機材関係

- (1) 車両及び防災用機械一覧表
- (2) 緊急時の資器材備蓄状況表

第14条（運営計画の報告）

この運営計画は、足羽川ダム工事事務所長から近畿地方整備局長へ毎年4月30日までに報告するものとする。

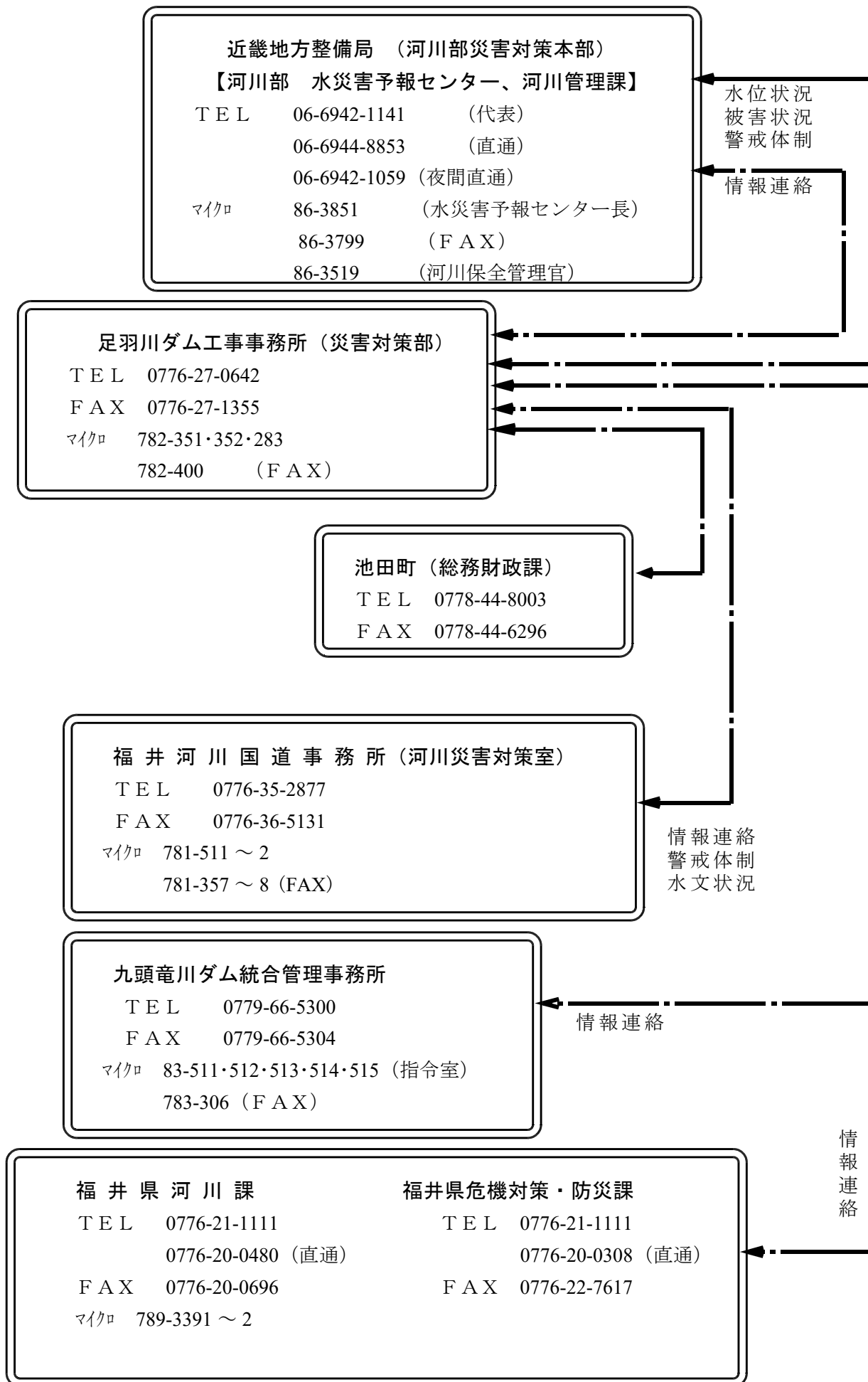
第15条（適用期間）

この運営計画は、作成した日から翌年3月31日までとする。

ただし、その次年度の運営計画が作成されるまでは本運営計画を準用するものとする。

細 部 資 料 (風水害)

(1) 風水害防災体制連絡系統図



(2) 防災体制の種類と発令基準（風水害）

体制区分	体制発令基準
注意体制	(イ) 福井県嶺北北部または、嶺北南部に大雨、洪水に関する注意報が発令され、対策部長が必要と判断したとき
	(ロ) 台風の本邦上陸が予想され、対策部長が必要と認めたとき
	(ハ) 大本、新保観測所（県所管）のいずれかの時間雨量が20mmを超えた場合または、累加雨量が50mmに達し、対策部長が必要と認めたとき
	(ニ) 対策部長が必要と判断したとき
	(ホ) 対策本部長が指示したとき
第一警戒体制	(イ) 福井県嶺北北部または、嶺北南部に大雨、洪水に関する警報が発令され、対策部長が必要と判断したとき
	(ロ) 台風の近畿地方接近又は上陸が予想され、対策部長が必要と認めたとき
	(ハ) 大本、新保観測所（県所管）のいずれかの累加雨量が100mmに達し、対策部長が必要と認めたとき
	(ニ) 水防活動の必要が予想されるとき
	(ホ) 被害の発生が予想されるとき
	(ヘ) 対策部長が必要と判断したとき
	(ト) 対策本部長が指示したとき
第二警戒体制	(イ) 大本、新保観測所（県所管）のいずれかの累加雨量が200mmに達し、対策部長が必要と認めたとき
	(ロ) 甚大な被害の発生が予想されるとき
	(ハ) 対策部長が必要と判断したとき
	(ニ) 対策本部長が指示したとき
非常体制	(イ) 福井県嶺北北部または、嶺北南部に大雨、洪水に関する特別警報が発令されたとき
	(ロ) 甚大な被害が発生したとき
	(ハ) 対策部長が必要と認めたとき
	(ニ) 対策本部長が指示したとき
体制解除	体制の必要がなくなったとき

(3) 要員配置基準及び業務内容（風水害）

班 別		注意 体制	第一 警戒 体制	第二 警戒 体制	非常 体制	業務内容
対 策 部		—	1		全員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対策部長：防災体制の発令及び解除 現地对策班の設置及び指名 ・ 対策副部長（事）：広報窓口
総 務 班	庶務会計係	1	2		全員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 渉外事務（広報を除く） ・ 要員の招集及び自動車の運転 ・ 要員の給食及び健康管理 ・ 会計及び給与 ・ 物資の調達及び補給 ・ マスコミ・一般からの問い合わせに関すること
	救助補償係					<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災業務に基づく補償 ・ 災害救助法に基づく応援 ・ 要員の家族保護
対 策 班	対 策 係	2	3		全員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般被害にかかる情報の収集及び連絡 ・ 直轄河川災害復旧事業 ・ 気象及び水文状況の収集及び通報 ・ 防災体制の発令、解除及び要員配備 ・ 水文観測の実施 ・ その他防災業務全般にかかる情報の収集及び連絡 ・ 対策本部への報告
	工 務 係					<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害状況の把握 ・ 直轄河川災害復旧事業 ・ 緊急維持作業及び緊急災害復旧事業の実施 ・ 河川等の巡視及び状況把握 ・ 対策本部への報告
現 地 対 策 班 ※	現地对策係	—	4		上 記 よ り 7	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務班に属する事項 ・ 関係機関との連絡調整 ・ 対策部への報告 ・ 河川等の巡視及び状況把握 ・ 緊急維持作業及び緊急災害復旧事業の実施

※ 現地对策班は、災害の状況等により対策部長が設置及び指名するものとする。

- (注) 1 長期にわたる場合は、3班にわたるものとする。
2 対策部長は、必要に応じて人員の増減を行うことができる。

(4) 風水害時の情報伝達マニュアル

(事務所及び府県から本局への伝達)

(目 的)

第1条 事務所（管理所を含む。）及び府県（以下「事務所等」という。）から本局河川部（以下「本局」という。）へ風水害時の情報を的確かつ迅速に伝達し、もって緊急かつ適切な対応に資することを目的とする。

(伝達する情報の種類)

第2条 事務所等から本局へ伝達する情報は、次のとおりとする。

1. 気象水象情報（海象情報を含む）
2. 防災体制指令
3. 出水概要（雨量・水位）
4. 洪水予報及び水防警報（ホットライン実施状況、水防団活動実施状況を含む）
5. 水位予測情報
6. 土砂災害関係情報
7. 危険箇所情報（浸水想定、避難勧告等発令状況含む）
8. 被害情報
9. 緊急復旧情報
10. その他

(情報伝達の時期、手段及び内容等)

第3条 事務所等から本局への情報伝達の時期・手段及び内容等については、次頁以降に示すとおりとする。

雨量・水位通報指定観測所については、河川関係参考資料直轄災害対応基準水位観測所一覧表（通報水防団待機水位（指定水位）観測所一覧表）に示すとおりとする。

なお、出水状況、被害状況などによって、資料の追加等がある場合は、その都度、本局から指示するものとする。

河川 風水害時の情報伝達 (事務所→本局)

情報の種類	伝達ルート	伝達手段	伝達の時期	伝達内容	使用様式	備考
①気象情報 (警報のみ)	事務所 ↓ 本局 情報連絡担当 ↓ 予報・総括班	○マイクログ等による 第1報	○気象台等から受信後 速やかに	○大雨及び洪水に関する警報		
②防災体制指令	事務所 ↓ 本局 情報連絡担当 ↓ 予報・総括班	○体制・警報文作成 支援システム及び マイクログ	○体制指令発令後速やかに	○注意体制 ○警戒(第一)体制 ○警戒(第二)体制 ○非常体制	発表文	本局 予報・総括班は、体制発令状況表(様式-14)に記入
③出水概要 (雨量・水位)	事務所 ↓ 本局 情報連絡担当 ↓ 予報・総括班	○マイクログ (第1報)	○氾濫注意水位設定観測所の水位が水防団待機水位(指定水位)に達した時、第1報をマイクログにより行う	○雨量及び水位状況		本局 出水様式-総括は、各事務所からの報告を予報・総括班が集約とりまとめ 氾濫注意水位を超えた時点で第1報の後は、原則として16時時点でとりまとめ、17時に本省へ報告 出水様式-1は、情報連絡班(直轄)から毎正時毎に本省へ報告
	事務所 ↓ 本局 情報連絡担当 ↓ 情報連絡班 (直轄)	○メール (第2報以降)	○氾濫注意水位を越えた時から、減水して氾濫注意水位を下回るまで、氾濫注意水位を超えた時点で第1報の後は、16時時点でとりまとめ速やかに報告を行う	○雨量及び水位状況 ○被害状況 ○避難指示等の状況 ○水防活動状況 (ポンプ車等を含む) ○洪水予報及び水防警報発令状況 ○ホットライン実施状況	出水様式 -総括 洪水予警報 発令状況報 告様式	

※各班が得た情報は速やかに予報・総括班へ報告する。
③出水概要は、統一河川、川の防災情報、リスクライン等(以下インターネット等サイト)からの情報収集が可能な場合、報告頻度・内容が変更されることがあり、詳細は本省指示による。

河川 風水害時の情報伝達（事務所→本局）

情報の種類	伝達ルート	伝達手段	伝達の時期	伝達内容	使用様式	備考
④水防警報	事務所 ↓ 本局 情報連絡担当 ↓ 予報・総括班	○洪水予警報等作成システム ○メール	○水防警報が必要と判断される時	○待機、準備、出動、解除 ○水防情報	発表文、 洪水予警報 発令状況報 告様式	本局 予報・総括班は各班へ連絡と水防警報発令状況一覧表（様式-16）に記入
⑤水防活動状況	事務所 ↓ 本局 情報連絡担当 ↓ 情報連絡班 (直轄)	○メール	○水防団が活動を開始した時から3時間おき ○水防工法を実施した時	○水防団の活動状況	出水様式 - 総括 出水様式 - 2 (1) (2)	本局 出水様式-総括は、各事務所からの報告を予報・総括班が16時時点で集約とりまとめ、17時に本省へ報告
⑥洪水予報	事務所 ↓ 本局 情報連絡担当 ↓ 予報・総括班	○洪水予警報等作成システム ○メール	○洪水予報が必要と判断される時	○洪水予警報発令状況 ○ホットライン実施状況 ○避難勧告及び避難指示（緊急）等の発令状況 ○水防団の活動状況	発表文 出水様式 - 総括 洪水予警報 発令状況報 告様式	本局 出水様式-総括は、各事務所からの報告を予報・総括班が集約とりまとめ、17時に本省へ報告
⑦水位予測	事務所 ↓ 本局 情報連絡担当 ↓ 情報連絡班 (直轄)	○メール 及びマイクロ	○大出水が予想される時 【具体的には、氾濫注意水位を超えた時から3時間ピッチ、既往最大水位又は氾濫危険水位を越える恐れのある時からピーク確認までの毎正時報告を行う】	○代表基準観測所の水位予測	出水様式 - 1	本局 出水様式-1は、情報連絡班（直轄）から毎正時に本省へ報告 【ピーク水位以降については本省に確認】

※各班が得た情報は速やかに予報・総括班へ報告する。
 ④水防警報、⑥洪水予報、⑦水位予測は、インターネット等サイトからの情報収集が可能な場合、報告頻度・内容が変更されることがあり、詳細は本省指示による。

河川 風水害時の情報伝達（事務所→本局）

情報の種類	伝達ルート	伝達手段	伝達の時期	伝達内容	使用様式	備考
⑧危険箇所情報	事務所 ↓ 本局 予報・総括班	第1報	氾濫危険水位を超える恐れがある時以降、ピーク水位に達するまで、定期的（30分毎）に報告を行う	○危険箇所の実況水位 ○避難勧告及び避難指示（緊急）等の発令状況 ○河道形状（堤防構造等） ○破堤した場合の被害想定	危険箇所水位状況報告様式	本局 危険箇所水位状況報告様式は、予報・総括班が集約し、定期的（30分毎）に本省へ報告
		第2報以降				
⑨被害情報	事務所 ↓ 本局 水災害予報センター長	第1報	○事務所が情報を受けた時速やかに	○決壊箇所、決壊延長、浸透・侵食による被害状況等		ホットライン使用 本局 対策部長と各班へ連絡 2報以降は各班から対策部長に適宜連絡すると共に本省へ報告
		第2報以降				
⑩緊急復旧情報	事務所 ↓ 本局 対策班	○メール（FAX）及びマイクログ	○堤防の決壊等被災後速やかに、本局の指示により定期的に行う	○対策工法 ○緊急復旧情報 ○現地状況写真等	様式-7A 様式-8 出水様式-3	本局 出水様式-3は、対策班から各班へ連絡すると共に本省へ報告

※各班が得た情報は速やかに予報・総括班へ報告する。

河川 風水害時の情報伝達 (事務所→本局)

情報の種類	伝達ルート	伝達手段	伝達の時期	伝達内容	使用様式	備考
①ダム諸量	事務所 ↓ 本局 情報連絡担当 ↓ 本局 情報連絡班	○メール 及びマイクログ	○ダム等に係る災害情報連絡の運用マニュアルによる ○異常洪水時防災操作（自然調節方式の場合は、非常用洪水吐きからの越流）に操作移行が予測された段階、操作移行の3時間前・1時間前、操作移行された段階 ○特別防災操作を実施する段階	○ダム等に係る災害情報連絡の運用マニュアルによる ○異常洪水時防災操作移行予定時刻 ○終了予定時刻 ○現時点での流入量・放流量・水位 ○予測される最大流入量・放流量・最高貯水位 ○下流市町村名（ホットラインの実施状況含む） ○避難勧告等の発令状況 ○想定される氾濫被害の有無 ○特別防災操作移行予定時刻・終了予定時刻 ○現時点での流入量・放流量・水位 ○予測される最大流入量・特別防災操作時の放流量・最高貯水位 ○下流市町村名 ○避難勧告等の発令状況 ○想定される氾濫被害の有無 ○特別防災操作要請者、要請時間	様式ダ-1 様式ダ-2 様式一総括 【報告様式】 異常洪水時 防災操作・ 特別防災操 作・事前放 流	
			○事前放流を実施する段階、完了した段階	○現在の期別 ○事前放流実施における基準降雨量、予測降雨量、予測に用いた気象予測 ○事前放流での確保予定容量 ○事前放流実施状況 ○事前放流開始時刻・水位 ○事前放流完了時刻・水位		

河川 風水害時の情報伝達（事務所→本局）

情報の種類	伝達ルート	伝達手段	伝達の時期	伝達内容	使用様式	備考
⑫電気通信設備状況	事務所 ↓ 本局 電気通信設備担当 ↓ 電気通信班	○メール 及びマイクログ	○状況確認後速やかに	○電気通信設備点検報告	電状-2	本局 被害状況一覧表に記入 (電状-1) 電気通信班から各班へ連絡
⑬機械設備状況	事務所 ↓ 本局 機械設備担当 ↓ 機械班	○メール 及びマイクログ	○状況確認後速やかに	○機械設備状況総括報告 ○対策部機械関係被災・復旧状況	機状-3 機状-4 機状-5 機状-6 機状-10 機状-11	本局 被害状況一覧表に記入 (機状-1) 機械班から各班へ連絡
⑭その他	事務所 ↓ 本局 情報連絡担当 ↓ 情報連絡班 (直轄)	○メール (FAX) 及びマイクログ等	○発生の都度		様式-7A その他	

※各班が得た情報は速やかに予報・総括班へ報告する。

河川 風水害時の情報伝達 (府県→本局)

情報の種類	伝達ルート	伝達手段	伝達の時期	伝達内容	使用様式	備考
①出水概要 (雨量・水位)	府 県 情報連絡担当 ↓ 本 局 情報連絡班 (自治体)	第 1 報	○氾濫危険水位に達した場合 (氾濫危険水位の設定がされていない河川においては、越水などの恐れがある場合)	○雨量及び水位状況 ○水位予測 (洪水予測を実施している場合) ○被害状況 ○避難勧告及び避難指示 (緊急) 等の発令状況 ○水防活動状況 (ポンプ車等を含む) 等	出水様式 - 総括 出水様式 - 1 出水様式 - 2 (1) (2)	本局 出水様式-1は、情報連絡班(自治体)から毎正時毎に本省へ報告 水位予測は、氾濫注意水位を超えた時から3時間ピッチ、既往最大水位又は氾濫危険水位を越える恐れのある時からピーク確認までの毎正時を本省へ報告
		第 2 報以降	○第1報以降適宜速やかに			
②破堤等被害情報	府 県 情報連絡担当 ↓ 本 局 地域河川課長	第 1 報	○重大な被害が発生した場合	○決壊箇所、決壊延長、浸透・侵食による被害状況等		ホットライン使用 本局 対策部長と各班へ連絡。
		第 2 報以降	○第1報以降、適宜速やかに	○決壊箇所、決壊延長、浸透・侵食による被害状況等 ○ホットライン実施状況 ○避難勧告及び避難指示 (緊急) 等の発令状況 ○水防活動状況 (ポンプ車等を含む) ○上記のほか、概略図面や現地状況写真など、被害情報の詳細 ○応急対策工法 ○緊急復旧情報 等	出水様式 - 総括 出水様式 - 2 (1) (2) 出水様式 - 3 洪水予警報 発令状況報告様式	本局 情報連絡班(自治体)から各班へ連絡すると共に本省へ報告

※各班が得た情報は速やかに予報・総括班へ報告する。

出水様式一総括

○河川(○月○日○:○現在)

■被害状況

<国管理河川>

1)一般被害

整備局等	水系	河川	市町村	箇所 (浸水家屋 戸 家屋損壊 戸)										被害状況	
				地点		浸水家屋数			家屋損壊数			田畑等浸水			
				左右岸	KP	原因	床上 (約戸)	床下 (約戸)	原因	全壊 (約戸)	半壊 (約戸)	原因	面積 (約ha)		

2)河川管理施設等被害

整備局等	水系	河川	市町村	箇所 (うち 箇所対策完了)				対策状況
				地点		被害状況		
				左右岸	KP	状態	数量 (約)	

<都道府県管理河川>

1)一般被害

都道府県	水系	河川	市町村	箇所 (浸水家屋 戸 家屋損壊 戸)										被害状況
				浸水家屋数			家屋損壊数			田畑等浸水				
				原因	床上 (約戸)	床下 (約戸)	原因	全壊 (約戸)	半壊 (約戸)	原因	面積 (約ha)			

2)河川管理施設等被害

都道府県	水系	河川	市町村	被害状況		対策状況	進捗
				状態	件数		

■国管理河川の出水状況

1)現在、**氾濫危険水位**を超えている河川

整備局等	水系	河川

2)現在、**避難判断水位**を超えている河川

整備局等	水系	河川

3)現在、**氾濫注意水位**を超えている河川

整備局等	水系	河川

4) **氾濫危険水位**を超えたが現在下回った河川

整備局等	水系	河川

5) **避難判断水位**を超えたが現在下回った河川

整備局等	水系	河川

6) **氾濫注意水位**を超えたが現在下回った河川

整備局等	水系	河川

■都道府県管理河川の出水状況

1)現在、**氾濫危険水位**を超えている河川

都道府県	水系	河川

2) **氾濫危険水位**を超えたが現在下回った河川

都道府県	水系	河川

■国交省所有排水ポンプ車等による水防活動状況

<国管理河川>

整備局等	水系	河川	市町村	地点		排水P車出動状況		水防活動状況
				左右岸	KP	出動数 (台)	稼働 状況	

<都道府県管理河川>

都道府県	水系	河川	市町村	排水P車出動状況		水防活動状況
				出動数 (台)	稼働 状況	

○国管理河川のホットライン実施状況

整備局等	水系		市町村		回数
	水系	河川事務所	市町村	回数	

○水防団による水防活動の実施状況

<国管理河川>

整備局等	水系		団体数
	水系	団体	

<都道府県管理河川>

団体	
都道府県	団体数

河川環境課河川保全企画室 宛
(マイクロ 80-35462、35465、35467)

課(氏名:)
(マイクロ)

(○ 月 ○ 日 ○ 時 ○ 分)

出水様式-2(1) 被害情報 (国管理 河川)

(整備局等名:)

(都道府県名:)

出水名	台風○○号 (第 報)			
水系名	1級河川	○○○川 ^{ふりがな}	河川名	○○○川 ^{ふりがな}
出水状況	現状 (見込み)			
被害状況	発生日時	R ○ . ○ . ○ ○○ : ○○	発生場所	○○県 ^{ふりがな} ○○町
	原因	決壊	距離標	左 ○.○ ~ ○.○ km
現状 (予測)	○○月 ○○日 ○○時現在 < 速報値 >			
【記入例】	(拡大中)			
	(1)浸水面積	< 有 : 無 : 調査中 : 未確認 >		
	○○町	○○ha	(予測	ha)
	○○町		(予測	ha)
	(2)人的被害	< 有 : 無 : 調査中 : 未確認 >		
	○○町	死者	人	
		行方不明者	人	
	(3)家屋被害	< 有 : 無 : 調査中 : 未確認 >		
	○○町	床下浸水	戸(予測	戸)
		床上浸水	戸(予測	戸)
		軒下浸水	戸(予測	戸)
		家屋流出	戸	
	(4)その他	< 有 : 無 : 調査中 : 未確認 >		
	○○町	国道○号線	通行止め	
	(予測	○○町	JR○○線	通行止め)

注)・平面図を添付(破堤等被害発生箇所及び浸水状況等を記載)

河川環境課河川保全企画室 宛
 (マイクロ 80-35462、35465、35467)

課(氏名:)
 (マイクロ)

(○ 月 ○ 日 ○ 時 ○ 分)

出水様式-2(2) 被害情報 (国管理 河川)

(整備局等名:)
 (都道府県名:)

被害への 対応状況 現状 (予定)	○○月○○日○○時現在
	(1) 実施済み (2) 今後の対応
避難状況等	○○月○○日○○時現在 < 速報値 >
	(1) 自主避難状況 < 有 : 無 : 調査中 : 未確認 > ○○市○○町:○○世帯○○人 等、具体的に記載 (2) 避難勧告発令状況 < 有 : 無 : 調査中 : 未確認 > ○○市○○町:○○世帯○○人 等、具体的に記載 (3) 孤立住民の発生状況等 < 有 : 無 : 調査中 : 未確認 > ○○市○○町:○○世帯○○人 等、具体的に記載 (4) 自衛隊出動要請状況等
水防活動 状況 現状 (予定)	○○月○○日○○時現在 < 速報値 >
	(1)○○町 ①水防工法 ②延長等 ③進捗状況 ④災害対策車稼動状況 (2)○○町

河川環境課河川保全企画室 宛
(マイクロ 80-35462、35465、35467)

課(氏名:)
(マイクロ)

(○ 月 ○ 日 ○ 時 ○ 分)

出水様式-3 緊急復旧状況 (国管理 河川)

(整備局等名:)
(都道府県名:)

出水名	台風○○号 (第 報)		
水系名	1級河川 ○○○川 ^{ふりがな}	河川名	○○○川 ^{ふりがな}
時点	○月○日○時現在	発生日時	R ○ . ○ . ○ ○○ : ○○
発生場所	○○県 ^{ふりがな} ○○町	距離標	左 ○.○ ~ ○.○ km
被災状況	決壊	状況	拡大中
	被災数量 延長 m 洗掘土砂量 m ³		
復旧状況	(1) 全体量 (2) 復旧工法 (3) 着手日時 (4) 完成予定日時 (5) 進捗状況 (6) 作業員(人) (7) 資機材の確保状況		

注)・平面図、横断図を添付(全体計画及び進捗状況が分かる図面)

※堤防破堤の場合は、本復旧までの堤防機能確保（鋼矢板二重締切等）まで記入する。

(記入要領)

1. 被災箇所（○○郡○○地先）
2. 河川名、左右岸の別
3. 対策工法概要図 数量 概算工事費
4. 作業手順
5. 平面図、横断面作成

発信： 月 日 時 分 発信者： (M)

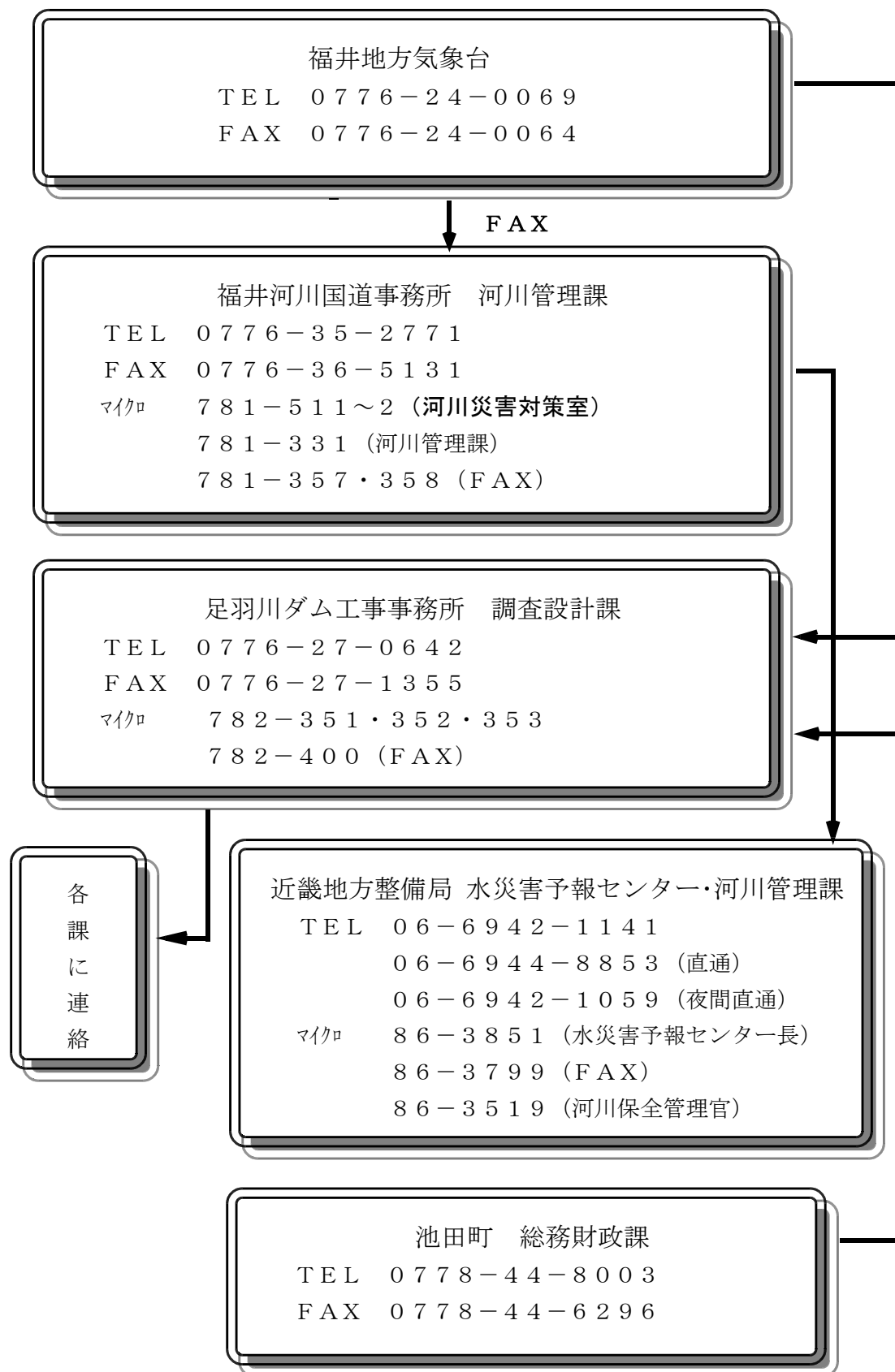
受信： 月 日 時 分 受信者： 受領確認欄：相手方への返事

発信： 月 日 時 分

受信： 月 日 時 分

文書保管 部 班

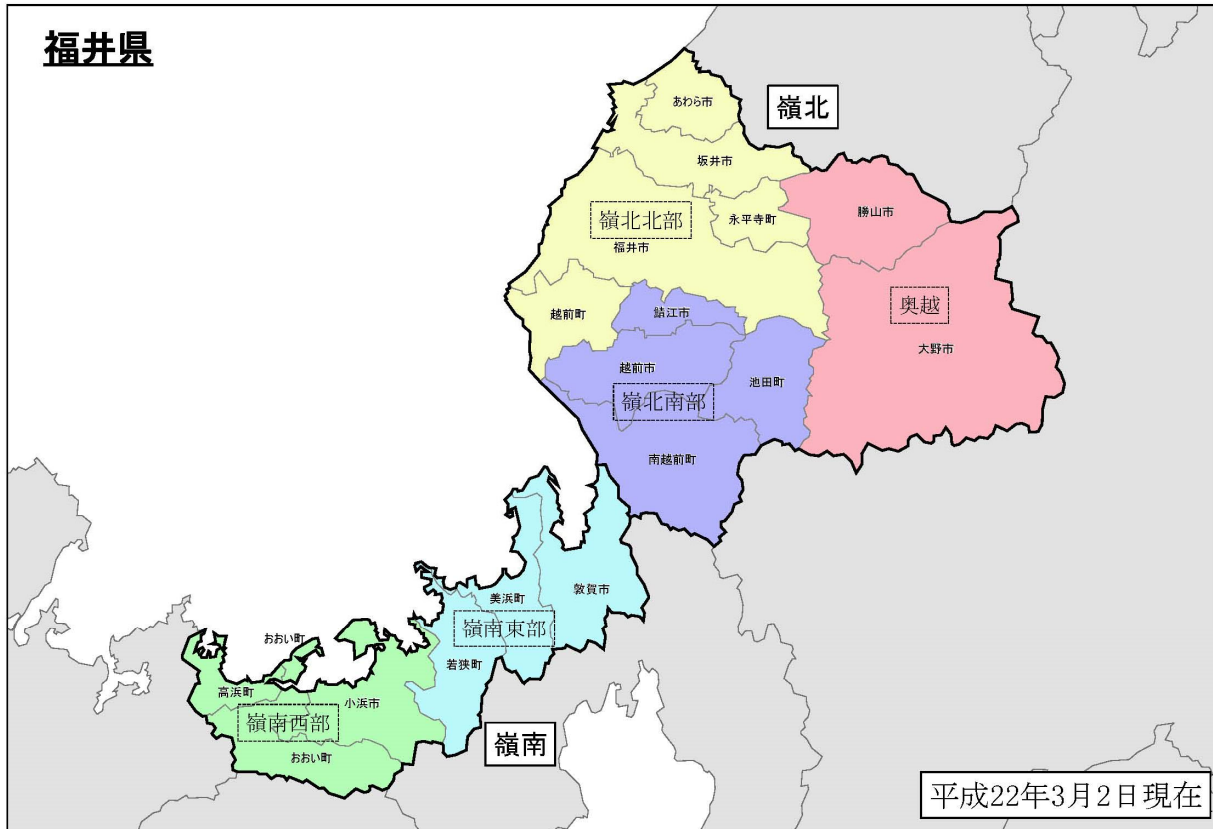
(5) 気象・台風による注意報・警報・情報等の連絡系統図



(6) 気象庁大雨洪水情報等の発令基準

県内気象情報発令区域区分

一次細分区域	市町をまとめた地域	区域内の対象市町
嶺北	嶺北北部	福井市、あわら市、坂井市、永平寺町、越前町
	嶺北南部	鯖江市、越前市、池田町、南越前町
	奥越	大野市、勝山市
嶺南	嶺南東部	敦賀市、美浜町、若狭町
	嶺南西部	小浜市、高浜町、おおい町



警報・注意報発表基準一覧表

(東京管区気象台管内)

令和4年5月26日現在

発表官署		福井地方気象台	
府県予報区		福井県	
一次細分区域		嶺北	
市町村等をまとめた地域		嶺北北部	嶺南
大雨		区域内の市町村で別表1の基準に到達することが予想される場合	
洪水		区域内の市町村で別表2の基準に到達することが予想される場合	
暴風(平均風速)		20m/s	陸上 20m/s, 海上 25m/s
暴風雪(平均風速)		20m/s 雪を伴う	陸上 20m/s, 海上 25m/s 雪を伴う
大雪		平地 12時間降雪の深さ30cm, 山地 12時間降雪の深さ40cm	平地 12時間降雪の深さ30cm, 山地 12時間降雪の深さ35cm
波浪(有義波高)		5.5m	5.5m
高潮		区域内の市町村で別表5の基準に到達することが予想される場合	
大雨		区域内の市町村で別表3の基準に到達することが予想される場合	
洪水		区域内の市町村で別表4の基準に到達することが予想される場合	
強風(平均風速)		12m/s	陸上 12m/s, 海上 15m/s
風雪(平均風速)		12m/s 雪を伴う	陸上 12m/s, 海上 15m/s 雪を伴う
大雪		平地 12時間降雪の深さ15cm, 山地 12時間降雪の深さ20cm	平地 12時間降雪の深さ15cm, 山地 12時間降雪の深さ20cm
波浪(有義波高)		3.0m	3.0m
高潮		区域内の市町村で別表5の基準に到達することが予想される場合	
雷		落雷等により被害が予想される場合	
融雪		①積雪地域の日平均気温が12℃以上 ②積雪地域の日平均気温が10℃以上かつ日降水量が20mm以上	
濃霧(視程)		陸上 100m, 海上 500m	陸上 100m, 海上 500m
乾燥		最小湿度30%で、実効湿度65% ^{*1}	最小湿度30%で、実効湿度65% ^{*2}
なだれ		①24時間降雪の深さが50cm以上あった場合 ②積雪が100cm以上あって最高気温10℃以上の場合	
低温		①7月～8月:日平均気温が平年より3℃以上、低い日が3日以上連続 ②12月～3月:最低気温が平野部-5℃以下、山沿い-10℃以下	
霜		早霜・晩霜期に最低気温3℃以下	
着氷・着雪		着しい着氷(雪)が予想される場合	
記録的短時間大雨情報(1時間雨量)		80mm	

*1 湿度は福井地方気象台の値。

*2 湿度は敦賀特別地域気象観測所の値。

(別表1)大雨警報基準

令和元年5月29日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
嶺北北部	福井市	18	105
	あわら市	16	108
	坂井市	18	108
	永平寺町	11	114
	越前町	14	105
嶺北南部	鯖江市	17	122
	越前市	15	112
	池田町	12	125
	南越前町	11	108
奥越	大野市	14	108
	勝山市	11	105
嶺南東部	敦賀市	14	100
	美浜町	13	100
	若狭町	10	134
嶺南西部	小浜市	14	137
	高浜町	13	137
	おおい町	12	144

(別表2)洪水警報基準

令和4年5月26日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
嶺北北部	福井市	七瀬川流域=14, 八ヶ川流域=6.9, 底喰川流域=9.3, 荒川流域=13.4, 一乗谷川流域=12.2, 芦見川流域=9.4, 羽生川流域=11.3, 上味見川流域=15.6, 狐川流域=8.3, 未更毛川流域=8.7, 志津川流域=13.9, 江端川流域=15.3, 朝六川流域=6.9, 天王川流域=21.8, 浅水川流域=31.1, 一光川流域=11, 大味川流域=14, 山内川流域=6.2	七瀬川流域=(7, 13), 底喰川流域=(7, 7.9), 足羽川流域=(7, 31.6)	九頭竜川[中角], 日野川下流[深谷], 九頭竜川水系日野川中流[糺橋], 九頭竜川水系足羽川[九十九橋]
	あわら市	観音川流域=10.2, 宮谷川流域=7.4, 熊坂川流域=6.4	—	九頭竜川[中角], 九頭竜川水系竹田川[六日]
	坂井市	兵庫川流域=12.4, 田島川流域=5	—	九頭竜川[中角], 九頭竜川水系竹田川[六日]
	永平寺町	永平寺川流域=8.7, 犀川流域=5, 河内川流域=7.8, 荒川流域=7.7	永平寺川流域=(9, 8.7), 犀川流域=(5, 4.5), 河内川流域=(11, 7), 荒川流域=(5, 6.9)	九頭竜川[中角]
	越前町	天王川流域=19.6, 和田川流域=8.2, 越知川流域=10.8, 織田川流域=7.7	天王川流域=(7, 17.6)	九頭竜川水系日野川中流[糺橋]
嶺北南部	鯖江市	浅水川流域=22.9, 穴田川流域=9.5, 鞍谷川流域=18.4, 河和田川流域=10.4, 吉野瀬川流域=13.3, 天神川流域=4, 神通川流域=7	浅水川流域=(8, 20.6), 鞍谷川流域=(8, 16.5), 河和田川流域=(8, 9.3), 日野川流域=(8, 32.8), 天神川流域=(8, 3.6)	九頭竜川水系日野川中流[糺橋], 九頭竜川水系足羽川[九十九橋]
	越前市	天王川流域=6.3, 浅水川流域=12, 鞍谷川流域=13.6, 服部川流域=9.6, 水間川流域=9.3, 月尾川流域=8.7, 吉野瀬川流域=13.3, 大塩谷川流域=7.2	天王川流域=(9, 5.6), 鞍谷川流域=(9, 13.4), 服部川流域=(9, 8.6), 水間川流域=(9, 8.3), 月尾川流域=(9, 6.8)	九頭竜川水系日野川中流[糺橋]
	池田町	足羽川流域=26.4, 都子川流域=17.6, 水海川流域=15.3, 魚見川流域=17	足羽川流域=(7, 23.7), 都子川流域=(7, 15.8)	—
	南越前町	日野川流域=31.2, 清水川流域=5.3, 枚谷川流域=6.5, 奥野々川流域=5, 阿久和川流域=6.9, 鹿森川流域=10	—	九頭竜川水系日野川中流[糺橋]
奥越	大野市	赤根川流域=11.1, 石徹白川流域=26, 清滝川流域=14.4, 木瓜川流域=5.3	—	—
	勝山市	九頭竜川流域=64.2, 岩屋川流域=10.9, 皿川流域=11.7, 滝波川流域=16.4, 暮見川流域=6.9, 浄土寺川流域=8, 淀川流域=5.1, 大蓮寺川流域=4.6	浄土寺川流域=(6, 7.2), 大蓮寺川流域=(6, 4.6)	—
嶺南東部	敦賀市	井の口川流域=11.4, 木ノ芽川流域=11.6, 黒河川流域=13.7	—	笙の川水系笙の川[呉竹]
	美浜町	耳川流域=20.2	—	—
	若狭町	野木川流域=9.5, 鳥羽川流域=10.6, はず川流域=17.7	—	北川[高塚]
嶺南西部	小浜市	江古川流域=6.2, 多田川流域=6.5, 野木川流域=8.5, 松永川流域=11.4	—	北川[高塚], 南川水系南川[和久里]
	高浜町	子生川流域=8.8, 関屋川流域=11.4	—	—
	おおい町	南川流域=17.9, 佐分利川流域=16.2	—	—

*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

(別表3)大雨注意報基準

令和元年5月29日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
嶺北北部	福井市	9	67
	あわら市	6	69
	坂井市	8	69
	永平寺町	5	88
	越前町	6	67
嶺北南部	鯖江市	9	82
	越前市	9	76
	池田町	9	85
	南越前町	6	73
奥越	大野市	9	84
	勝山市	7	81
嶺南東部	敦賀市	8	66
	美浜町	9	66
	若狭町	6	88
嶺南西部	小浜市	8	90
	高浜町	10	90
	おおい町	7	95

(別表4)洪水注意報基準

令和4年5月26日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
嶺北北部	福井市	七瀬川流域=11.2, ハヶ川流域=5.5, 底喰川流域=7.4, 荒川流域=10.7, 一乗谷川流域=9.7, 芦見川流域=7.5, 羽生川流域=9, 上味見川流域=12.4, 狐川流域=6.6, 未更毛川流域=6.9, 志津川流域=11.1, 江端川流域=12.2, 朝六川流域=5.5, 天王川流域=17.4, 浅水川流域=24.8, 一光川流域=8.8, 大味川流域=10.8, 山内川流域=4.5	七瀬川流域=(5, 11.2), 底喰川流域=(5, 5.8), 荒川流域=(5, 9.1), 狐川流域=(5, 5.1), 志津川流域=(5, 11.1), 江端川流域=(5, 8.4), 朝六川流域=(5, 4.8), 一光川流域=(5, 8.8), 大味川流域=(7, 10.6), 日野川流域=(7, 38.2), 足羽川流域=(7, 26.5), 山内川流域=(5, 4.5)	九頭竜川[中角], 日野川下流[深谷], 九頭竜川水系日野川中流[札橋], 九頭竜川水系足羽川[九十九橋]
	あわら市	観音川流域=8.1, 宮谷川流域=5.9, 熊坂川流域=5.1	観音川流域=(5, 8.1), 宮谷川流域=(5, 5.9), 竹田川流域=(7, 19.3)	九頭竜川水系竹田川[六日]
	坂井市	兵庫川流域=9.9, 田島川流域=4	—	九頭竜川[中角], 九頭竜川水系竹田川[六日]
	永平寺町	永平寺川流域=7, 犀川流域=4, 河内川流域=6.2, 荒川流域=6.1	永平寺川流域=(5, 7), 犀川流域=(5, 4), 河内川流域=(5, 5), 荒川流域=(5, 6.1)	九頭竜川[中角]
	越前町	天王川流域=15.6, 和田川流域=6.5, 越知川流域=8.6, 織田川流域=6.1	天王川流域=(7, 12.5), 越知川流域=(7, 6.9)	—
嶺北南部	鯖江市	浅水川流域=18.3, 穴和田川流域=7.6, 鞍谷川流域=14.7, 河和田川流域=8.3, 吉野瀬川流域=10.6, 天神川流域=3.2, 神通川流域=5.6	浅水川流域=(8, 14.6), 鞍谷川流域=(8, 11.8), 河和田川流域=(8, 8.3), 日野川流域=(8, 22.2), 天神川流域=(8, 2.6)	九頭竜川水系日野川中流[札橋]
	越前市	天王川流域=5, 浅水川流域=9.6, 鞍谷川流域=10.8, 服部川流域=7.6, 水間川流域=7.4, 月尾川流域=6.9, 吉野瀬川流域=10.6, 大塩谷川流域=5.7	天王川流域=(9, 5), 鞍谷川流域=(6, 10.8), 服部川流域=(9, 6.1), 水間川流域=(6, 7.4), 月尾川流域=(6, 6.1), 日野川流域=(10, 21.1)	九頭竜川水系日野川中流[札橋]
	池田町	足羽川流域=21.1, 部子川流域=14, 水海川流域=12.2, 魚見川流域=13.6	足羽川流域=(7, 16.9), 部子川流域=(5, 14)	—
	南越前町	日野川流域=24.9, 清水川流域=4.2, 牧谷川流域=5.2, 奥野々川流域=4, 阿久和川流域=5.5, 鹿森川流域=8	日野川流域=(5, 13.5)	—
	奥越	大野市	赤根川流域=8.8, 石徹白川流域=20.8, 清滝川流域=11.5, 木瓜川流域=4.2	木瓜川流域=(5, 4.2)
勝山市	九頭竜川流域=51.3, 岩屋川流域=8.7, 皿川流域=9.3, 滝波川流域=13.1, 暮見川流域=5.5, 浄土寺川流域=6.4, 淀川流域=4, 大蓮寺川流域=3.6	浄土寺川流域=(6, 5.1), 大蓮寺川流域=(6, 3.6)	—	
嶺南東部	敦賀市	井の口川流域=9.1, 木ノ芽川流域=9.2, 黒河川流域=10.9	笙の川流域=(6, 21.5)	笙の川水系笙の川[奥竹]
	美浜町	耳川流域=16.1	—	—
	若狭町	野木川流域=7.6, 鳥羽川流域=8.4, はず川流域=14.1	はず川流域=(5, 14.1)	北川[高塚]
嶺南西部	小浜市	江古川流域=4.9, 多田川流域=5.2, 野木川流域=6.8, 松永川流域=9.1	江古川流域=(6, 4.9), 多田川流域=(6, 5.2), 北川流域=(8, 21)	北川[高塚], 南川水系南川[和久里]
	高浜町	子生川流域=7, 関屋川流域=9.1	—	—
	おおい町	南川流域=14.3, 佐分利川流域=12.9	南川流域=(5, 14.3), 佐分利川流域=(5, 12.9)	—

*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

雨に関する各市町村の50年に一度の値一覧

令和4年3月24日現在

注1) R48:48時間降水量(mm)、R03:3時間降水量(mm)、SWI:土壌雨量指数(Soil Water Index)。

注2)「50年に一度の値」とは、再現期間50年の確率値のこと。R48、R03、SWIいずれも各市町村にかかる5km格子の値の平均をとったもの。

注3)大雨特別警報は、50年に一度の値以上となった5km格子がまとまって出現した際に発表する。(ただし、R03は150mm以上となった格子をカウント対象とする。)個々の市町村で50年に一度の値以上となった5km格子が出現することのみで発表するわけではないことに留意。

地域			50年に一度の値				
都道府県	府県予報区	一次細分区域	市町村等を まとめた地域	二次細分区域	R48	R03	SWI
福井県	福井県	嶺北	嶺北北部	福井市	330	127	213
福井県	福井県	嶺北	嶺北北部	あわら市	342	129	217
福井県	福井県	嶺北	嶺北北部	坂井市	336	127	212
福井県	福井県	嶺北	嶺北北部	永平寺町	335	126	211
福井県	福井県	嶺北	嶺北北部	越前町	316	116	198
福井県	福井県	嶺北	嶺北南部	鯖江市	315	124	207
福井県	福井県	嶺北	嶺北南部	越前市	312	120	199
福井県	福井県	嶺北	嶺北南部	池田町	336	126	217
福井県	福井県	嶺北	嶺北南部	南越前町	319	117	202
福井県	福井県	嶺北	奥越	大野市	393	127	241
福井県	福井県	嶺北	奥越	勝山市	348	112	215
福井県	福井県	嶺南	嶺南東部	敦賀市	329	113	207
福井県	福井県	嶺南	嶺南東部	美浜町	364	127	221
福井県	福井県	嶺南	嶺南東部	若狭町	405	143	237
福井県	福井県	嶺南	嶺南西部	小浜市	418	137	240
福井県	福井県	嶺南	嶺南西部	高浜町	425	142	246
福井県	福井県	嶺南	嶺南西部	おおい町	436	137	248